様式１

意欲と能力のある林業経営体及び適合事業者名簿への登録申請書

年　　月　　日

香川県知事　殿

主たる事務所の所在地
商号又は名称
代表者氏名
電話番号
メールアドレス
（認定事業主の有無　有　無　）　※該当する方に○をつけること。

上記記載の主たる事務所の所在地、代表者氏名等及び下表の意欲と能力のある林業経営体及び適合事業者に関する情報について、知事が意欲と能力のある林業経営体及び適合事業者名簿へ登録し、公表する情報として登録申請します。

なお、情報については、　年　月　日付けで提出した改善計画認定申請書（又は改善措置実施状況報告）と同じ。（注：認定事業主の場合は、なお書き以降を付記すること。）

注：認定事業主については、既に提出されている改善計画認定申請書又は改善措置実施状況報告に記載されている事項と同じならば、その記載を省略できる。

１　組織

（１）職員数

林業現場作業職員数（うち常用）	事務系等職員数（うち常用）
人（　人）	人（　人）

５年後の目標（うち常用）
人（　人）

※職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は４か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

（２）役員数

常勤（うち林業現場作業職員との兼務）	非常勤
人（　人）	人

※法人の場合に記入。

※「常勤」とは、出勤日数や業務範囲が明確であり、かつ法人の業務が行われている日の過半に出勤する義務を負っている者とする。「非常勤」とは、それ以外の者とする。

２　雇用管理体制

雇用管理者の選任の有無	雇用に関する文書交付の有無	社会・労働保険等への加入状況					
		労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
		人	%	人	人	人	人

※退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注１　「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第３０条第１項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注２　「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第３１条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対 して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

3　技術者・技能者の数

技術者・技能者数										
フォレストワーカー	フォレストリーダー	フォレストマネージャー	森林施業プランナー	森林作業道作設オペレーター	技術士	林業技能士（1級、2級）	林業技士	フォレスター（森林総合監理士）		
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

注1　フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について（平成10年４月１日付け10林野組第36号林野庁長官通知）」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注2　森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

注3　森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。

注4　技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）のこと。

注5　林業技能士とは、厚生労働省の技能検定制度に基づく林業職種（育林及び素材生産を行う業務に従事する職種）に合格した者のこと。

注6　林業技士とは、（社）日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

注7　フォレスター（森林総合監理士）とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。

4　資本装備（林業機械の保有状況）

現状【登録時】												
グラップル	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	スイングヤーダ	タワーヤーダ	フェラーバンチャ	スキッダ					
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台

5年後の目標												
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台

※1年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないとすること。

5　事業量等

（1）素材生産

実績【事業期間　年　月　日～　年　月　日】							
	素材生産						素材生産の請負がある場合は、主な業者名を記載
	主伐			間伐			
	面積（ha）	材積（㎥）	生産性（㎥/人日）	面積（ha）	材積（㎥）	生産性（㎥/人日）	
直営							
請負							
合計							

5年後の目標【事業期間　年　月　日～　年　月　日】							
	素材生産						素材生産の請負がある場合は、主な業者名を記載
	主伐			間伐			
	面積（ha）	材積（㎥）	生産性（㎥/人日）	面積（ha）	材積（㎥）	生産性（㎥/人日）	
直営							
請負							
合計							

※事業実績の事業期間は、登録申請をしようとする年の前年とすること。ただし、前年に実績がない場合は、登録申請しようとする年の１月１日から登録申請日までの期間とする。

※「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう（以下、「直営施業」という。）。

※「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

※素材生産量は丸太材積とすること。

※生産性には、直営施業により実施したものについて記載すること。

（２）造林事業、その他

実績【事業期間　年　月　日～　年　月　日】					
	造林事業			左記以外の林業の事業量	造林の請負がある場合は、主な業者名を記載
	植　付（ha）	下刈り（ha）	その他		
直営					
請負					
合計					

５年後の目標【事業期間　年　月　日～　年　月　日】					
	造林事業			左記以外の林業の事業量	造林の請負がある場合は、主な業者名を記載
	植　付（ha）	下刈り（ha）	その他		
直営					
請負					
合計					

※事業実績の事業期間は、登録申請をしようとする年の前年とすること。ただし、前年に実績がない場合は、登録申請しようとする年の１月１日から登録申請日までの期間とする。

※「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう（以下、「直営施業」という。）。

※「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

※造林事業量のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。

※「左記以外の林業の事業量」の欄には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等について記載すること。

（３）経営管理の対象となる森林の確保

区分		直近３事業年度の実績			目標とする事業年度の見込み
		直近の前々年	直近の前年	直近	
経営管理の対象となる森林	所有林（ha）				
	経営管理実施権の設定を受けた森林（ha）				
	５年以上の長期受委託森林（ha）				
	森林経営計画の対象森林（ha）				

※直近３事業年度の実績及び目標とする事業年度の見込みを記載すること。

※森林経営計画の対象森林は、所有林、経営管理実施権の設定を受けた森林及び５年以上の長期受委託森林と重複計上しないこと。

6　事業区域

事業区域
県 市、町

7　主伐後の再造林の確保

(1)主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制

	有している	今後整備する
・主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により実施する体制	□	□
・連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制 （連携相手等の名称：　　）	□	□

※上記５で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

(2)適切な更新

	取り組んでいる	今後取り組む
・自己の所有する森林の主伐にあっては、主伐後の適切な更新の実施	□	□
・他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ	□	□

※上記５で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

8　生産管理の取組

	取り組んでいる	今後取り組む	
・作業日報の作成・分析による進捗管理・工程の見直し	□	□	（　　年後）
・作業システムの改善	□	□	（　　年後）
・その他（　　）			

※上記５で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。
※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

	１級が在籍	２級が在籍	在籍していない
・林業技能士の在籍	□	□	□

9　原木の安定供給・流通合理化等

	取り組んでいる	今後取り組む	
・製材工場等需要者との直接的な取引（取引先名：　　）	□	□	（　　年後）
・取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷（取りまとめ機関名：　　）	□	□	（　　年後）
・その他（　　）			

※生産した木材を自ら販売している（今後販売する）場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

	在籍している	在籍していない
・認定森林経営プランナーの在籍	□	□

10　造林・保育の省力化・低コスト化

	取り組んでいる	今後取り組む	
・伐採と造林の一貫作業システムの導入	□	□	（　　年後）
・コンテナ苗の使用	□	□	（　　年後）
・低密度植栽	□	□	（　　年後）
・下刈りの省略	□	□	（　　年後）
・その他（　　）			

※造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

11　伐採・造林に関する行動規範の策定等

	策定・遵守済	策定・遵守予定	
・経営体独自の行動規範の策定	□	□	（　　年後）
・所属する業界団体等による行動規範の策定（策定主体：　　）	□	□	（　　年後）
・都道府県・市町村等行政の策定したガイドラインの遵守（策定主体：　　）	□	□	（　　年後）
・その他（　　）			

※素材生産又は造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

12　雇用管理の改善と労働安全対策

（１）雇用管理の改善

	取り組んでいる	今後取り組む
・現場作業員の常用化	□	□
・現場作業職員への月給制の導入	□	□
・計画的な研修実施などの教育訓練の充実	□	□
・現場作業職員の社会・労働保険、退職金共済等への加入	□	□
・その他（　　）		

※該当する項目にチェック。
※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェック。

（２）労働安全対策

	取り組んでいる	今後取り組む
・リスクアセスメント	□	□
・防護具等の着用の徹底	□	□
・作業現場の安全巡回	□	□
・専門家による安全診断・指導	□	□

	有	無
・過去３年以内における休業４日以上の労務災害（死亡災害を含む）発生の有無	□	□

	定められている	定められていない
・上記の労働災害が発生している場合、適切な再発防止策が定めれれている。	□	□
・その他（　　）		

13　コンプライアンスの確保

	該当あり	該当なし
・過去３年間のうちに業務に関連して法令に違反し、役員等が逮捕又は逮捕を経ずに公訴を提起された	□	□
・過去３年間のうちに11で定める行動規範等に違反する行為をした	□	□
・過去３年間のうちに国、県及び市町村から入札参加資格の指名停止措置を受けた（指名停止期間：	□	□
・民間事業者と森林所有者、民間事業者と請負事業者とで書面等により取引条件を明示している。	□	□
・個人情報の取り扱いに関する要領などを整備している。	□	□

※該当する項目にチェック。

14　経理状況

（共通）

	できる	できない
・経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できるか	□	□

（法人の場合）

	該当あり	該当なし
・直近の事業年度において債務超過でない	□	□
・直近の３事業年度において経常利益金額等が１回以上プラス	□	□

（個人の場合）

	該当あり	該当なし
・直近の年の資産状況において資産が負債を上回っている	□	□
・直近３年間において所得税の納付実績が１回以上	□	□

※該当する項目にチェック。

※「経常利益金額等」とは、損益計算書上の経常利益に減価償却費を加えて得た額とする。

様式２

年　　月　　日

誓約書

香川県知事　殿

主たる事務所の所在地
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

申請者は、意欲と能力のある林業経営体及び適合事業者の登録申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

１　申請者及び申請者の役員は、次のアからウまでのいずれにも該当する者ではありません。
ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）
イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）
ウ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

２　香川県税を滞納していません。

３　常勤役員や参事等の監督責任にある者を常駐します。

４　各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及び、この誓約が虚偽の申告であることが判明した場合において、意欲と能力のある林業経営体及び適合事業者の登録が取り消されても異議を申し立てません。また、これにより損害が生じた場合も、その一切を申請者の責任とします。

５　香川県意欲と能力のある林業経営体及び適合事業者登録・公表実施要領第８に基づく様式５林業経営者名簿の内容について、県のホームページで公開されることに同意します。

（役員等一覧）

役職名	フリガナ 氏　　名	常勤場所	住所	備考

様式３

第　　号
年　　月　　日

（市町長）　殿

香川県知事

香川県意欲と能力のある林業経営体及び適合事業者登録申請情報について

下記民間事業者から意欲と能力のある林業経営体及び適合事業者への登録申請があったので、香川県意欲と能力のある林業経営体及び適合事業者登録・公表実施要領第６に基づき申請者情報を提示します。

また、当該情報について、意見がありましたら、　年　月　日までに回答してください。

なお、当該申請者の登録について推薦する場合には、　年　月　日までに別紙様式４を提出してください。

記

１　民間事業者名

２　意欲と能力のある林業経営体及び適合事業者の情報　別紙のとおり

様式４

第　　号
年　　月　　日

香川県知事　殿

市　町　長

香川県意欲と能力のある林業経営体及び適合事業者への登録推薦について

香川県意欲と能力のある林業経営体及び適合事業者登録・公表実施要領第７の１に基づき、下記民間事業者を推薦します。

記

１　推薦する民間事業者

２　推薦する理由

様式５

香川県意欲と能力のある林業経営体及び適合事業者名簿

【登録情報】

登録番号	登録年月日 （登録情報の 変更年月日）	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	電話番号	認定事業主

※認定事業主の場合、認定事業主欄に○を記載すること。

１　組織

（１）職員数

林業現場 作業職員数 （うち常用）	事務系等職員数 （うち常用）
人 （　　人）	人 （　　人）

５年後の目標 （うち常用）
人 （　　人）

※職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は４か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

（２）役員数

常勤 （うち林業現場作業職員との兼務）	非常勤
人 （　　人）	人

※法人の場合に記入。

※「常勤」とは、出勤日数や業務範囲が明確であり、かつ法人の業務が行われている日の過半に出勤する義務を負っている者とする。「非常勤」とは、それ以外の者とする。

２　雇用管理体制

雇用管理者の 選任の有無	雇用に関する 文書交付の有無	社会・労働保険等への加入状況					
		労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
		人	%	人	人	人	人

※退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注１　「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第３０条第１項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注２　「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第３１条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対 して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

3　技術者・技能者の数

技術者・技能者数										
フォレストワーカー	フォレストリーダー	フォレストマネージャー	森林施業プランナー	森林作業道作設オペレーター	技術士	林業技能士（1級、2級）	林業技士	フォレスター（森林総合監理士）		
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

注1　フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について（平成10年４月１日付け10林野組第36号林野庁長官通知）」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注2　森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

注3　森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。

注4　技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）のこと。

注5　林業技能士とは、厚生労働省の技能検定制度に基づく林業職種（育林及び素材生産を行う業務に従事する職種）に合格した者のこと。

注6　林業技士とは、（社）日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

注7　フォレスター（森林総合監理士）とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。

4　資本装備（林業機械の保有状況）

現状【登録時】												
グラップル	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	スイングヤーダ	タワーヤーダ	フェラーバンチャ	スキッダ					
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台

5年後の目標												
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台

※１年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないとすること。

5　事業量等

（1）素材生産

実績【事業期間　年　月　日～　年　月　日】							
	素材生産						素材生産の請負がある場合は、主な業者名を記載
	主　伐			間　伐			
	面　積（ha）	材　積（㎥）	生産性（㎥/人日）	面　積（ha）	材　積（㎥）	生産性（㎥/人日）	
直営							
請負							
合計							

5年後の目標【事業期間　年　月　日～　年　月　日】							
	素材生産						素材生産の請負がある場合は、主な業者名を記載
	主　伐			間　伐			
	面　積（ha）	材　積（㎥）	生産性（㎥/人日）	面　積（ha）	材　積（㎥）	生産性（㎥/人日）	
直営							
請負							
合計							

※事業実績の事業期間は、登録申請をしようとする年の前年とすること。ただし、前年に実績がない場合は、登録申請しようとする年の１月１日から登録申請日までの期間とする。

※「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう（以下、「直営施業」という。）。

※「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

※素材生産量は丸太材積とすること。

※生産性には、直営施業により実施したものについて記載すること。

（2）造林事業、その他

実績【事業期間　年　月　日～　年　月　日】					
	造林事業			左記以外の林業の事業量	造林の請負がある場合は、主な業者名を記載
	植　付（ha）	下刈り（ha）	その他		
直営					
請負					
合計					

5年後の目標【事業期間　年　月　日～　年　月　日】					
	造林事業			左記以外の林業の事業量	造林の請負がある場合は、主な業者名を記載
	植　付（ha）	下刈り（ha）	その他		
直営					
請負					
合計					

※事業実績の事業期間は、登録申請をしようとする年の前年とすること。ただし、前年に実績がない場合は、登録申請しようとする年の１月１日から登録申請日までの期間とする。

※「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう（以下、「直営施業」という。）。

※「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。

※造林事業量のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。

※「左記以外の林業の事業量」の欄には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等について記載すること。

（３）経営管理の対象となる森林の確保

区分		直近３事業年度の実績			目標とする事業年度の見込み
		直近の前々年	直近の前年	直近	
経営管理の対象となる森林	所有林（ha）				
	経営管理実施権の設定を受けた森林（ha）				
	５年以上の長期受委託森林（ha）				
	森林経営計画の対象森林（ha）				

※直近３事業年度の実績及び目標とする事業年度の見込みを記載すること。

※森林経営計画の対象森林は、所有林、経営管理実施権の設定を受けた森林及び５年以上の長期受委託森林と重複計上しないこと。

６　事業区域

事業区域
県 市、町

７　主伐後の再造林の確保

(1)主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制　　有している　今後整備する

・主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により実施する体制　☐　☐

・連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制　☐　☐

（連携相手等の名称：　　）

※上記５で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

(2)適切な更新　　取り組んでいる　今後取り組む

・自己の所有する森林の主伐にあっては、主伐後の適切な更新の実施　☐　☐

・他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ　☐　☐

※上記５で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

8　生産管理の取組

	取り組んでいる	今後取り組む	
・作業日報の作成・分析による進捗管理・工程の見直し	□	□	（　　年後）
・作業システムの改善	□	□	（　　年後）
・その他（　　）			

※上記５で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。
※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

	１級が在籍	２級が在籍	在籍していない
・林業技能士の在籍	□	□	□

9　原木の安定供給・流通合理化等

	取り組んでいる	今後取り組む	
・製材工場等需要者との直接的な取引 （取引先名：　　）	□	□	（　　年後）
・取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷 （取りまとめ機関名：　　）	□	□	（　　年後）
・その他（　　）			

※生産した木材を自ら販売している（今後販売する）場合、該当する項目にチェック。
※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

	在籍している	在籍していない
・認定森林経営プランナーの在籍	□	□

10　造林・保育の省力化・低コスト化

	取り組んでいる	今後取り組む	
・伐採と造林の一貫作業システムの導入	□	□	（　　年後）
・コンテナ苗の使用	□	□	（　　年後）
・低密度植栽	□	□	（　　年後）
・下刈りの省略	□	□	（　　年後）
・その他（　　）			

※造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。
※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

11　伐採・造林に関する行動規範の策定等

	策定・遵守済	策定・遵守予定	
・経営体独自の行動規範の策定	□	□	（　　年後）
・所属する業界団体等による行動規範の策定	□	□	（　　年後）
（策定主体：　　）			
・都道府県・市町村等行政の策定したガイドラインの遵守	□	□	（　　年後）
（策定主体：　　）			
・その他（　　）			

※素材生産又は造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

12　雇用管理の改善と労働安全対策

（1）雇用管理の改善

	取り組んでいる	今後取り組む
・現場作業員の常用化	□	□
・現場作業職員への月給制の導入	□	□
・計画的な研修実施などの教育訓練の充実	□	□
・現場作業職員の社会・労働保険、退職金共済等への加入	□	□
・その他（　　）		

※該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェック。

（2）労働安全対策

	取り組んでいる	今後取り組む
・リスクアセスメント	□	□
・防護具等の着用の徹底	□	□
・作業現場の安全巡回	□	□
・専門家による安全診断・指導	□	□

	有	無
・過去３年以内における休業４日以上の労務災害（死亡災害を含む）発生の有無	□	□

	定められている	定められていない
・上記の労働災害が発生している場合、適切な再発防止策が定められている。	□	□

・その他（　　）

13　コンプライアンスの確保

	該当あり	該当なし
・過去３年間のうちに業務に関連して法令に違反し、役員等が逮捕又は逮捕を経ずに公訴を提起された	□	□
・過去３年間のうちに11で定める行動規範等に違反する行為をした	□	□
・過去３年間のうちに国、県及び市町村から入札参加資格の指名停止措置を受けた（指名停止期間：　）	□	□
・民間事業者と森林所有者、民間事業者と請負事業者とで書面等により取引条件を明示していること。	□	□
・個人情報の取り扱いに関する要領などを整備していること。	□	□

※該当する項目にチェック。

14　経理状況

（共通）

	できる	できない
・経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できるか	□	□

（法人の場合）

	該当あり	該当なし
・直近の事業年度において債務超過でない	□	□
・直近の３事業年度において経常利益金額等が１回以上プラス	□	□

（個人の場合）

	該当あり	該当なし
・直近の年の資産状況において資産が負債を上回っている	□	□
・直近３年間において所得税の納付実績が１回以上	□	□

※該当する項目にチェック。
※「経常利益金額等」とは、損益計算書上の経常利益に減価償却費を加えて得た額とする。

15　市町による推薦

推薦した市町名	推薦の理由

様式６

第　　号
年　　月　　日

様

香川県知事

香川県意欲と能力のある林業経営体及び適合事業者名簿の登録通知書

年　月　日付けで申請のあった香川県意欲と能力のある林業経営体及び適合事業者名簿の登録の有無について通知します。

記

１　登録あり・登録なし

（登録ありの場合）

２　登録番号

３　登録期間

（登録なしの場合）

２　理由

様式７

年　　月　　日

香川県知事　殿

主たる事務所の所在地
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

香川県意欲と能力のある林業経営体及び適合事業者名簿の変更届出書

年　月　日付けで登録された意欲と能力のある林業経営体及び適合事業者名簿について、下記のとおり変更があったので届け出ます。

記

１　変更の内容

様式８

年　　月　　日

香川県知事　殿

主たる事務所の所在地
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

香川県意欲と能力のある林業経営体及び適合事業者名簿の変更届出書

年　月　日付けで登録された意欲と能力のある林業経営体及び適合事業者名簿について、下記のとおり変更したいので届け出します。

記

１　変更事項の内容（別添のとおり）

２　変更の理由

様式９

年　　月　　日

香川県知事　殿

主たる事務所の所在地
商号又は名称
代表者氏名
電話番号

香川県意欲と能力のある林業経営体及び適合事業者状況報告書

年　　月　　日付けで登録された意欲と能力のある林業経営体及び適合事業者情報について、香川県意欲と能力のある林業経営体及び適合事業者登録・公表実施要領第12の５に基づき、状況報告書（　年次）を別紙のとおり提出します。

様式９（別紙）

香川県意欲と能力のある林業経営体及び適合事業者状況報告書【事業期間　　年　　月　　日～　　年　　月　　日現在】

【登録情報】

登録番号	登録年月日（登録情報の変更年月日）	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	電話番号	認定事業主

※認定事業主の場合、認定事業主欄に○を記載すること。

１　組織

（１）職員数

林業現場作業職員数（うち常用）	事務系等職員数（うち常用）
人 （　　人）	人 （　　人）

※職員数のうち常用とは、雇用契約において雇用期間の定めがないか又は４か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

（２）役員数

常勤（うち林業現場作業職員との兼務）	非常勤
人 （　　人）	人

※法人の場合に記入。

※　「常勤」とは、出勤日数や業務範囲が明確であり、かつ法人の業務が行われている日の過半に出勤する義務を負っている者とする。「非常勤」とは、それ以外の者とする。

２　雇用管理体制

雇用管理者の選任の有無	雇用に関する文書交付の有無	社会・労働保険等への加入状況					
		労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
		人	%	人	人	人	人

※退職金共済等には、中小企業退職金共済制度、林業退職金共済制度のほか、都道府県独自の制度や任意積立金等を含めて記載すること。

注１　「雇用管理者」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第３０条第１項及び厚生労働省令に基づき、森林施業を行う事業所ごとに、林業労働者の募集、雇入れ及び配置、教育訓練その他雇用管理に関する事項を管理するため選任された者のこと。

注２　「雇用に関する文書」とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」第３１条及び厚生労働省令に基づき、事業主が林業労働者を雇い入れたとき、事業主が林業労働者に対 して交付する、当該事業主の氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、雇用期間、従事すべき業務の内容等に関する事項を明らかにした文書のこと。

３　技術者・技能者の数

技術者・技能者数										
フォレストワーカー	フォレストリーダー	フォレストマネージャー	森林施業プランナー	森林作業道作設オペレーター	技術士	林業技能士（１級、２級）	林業技士	フォレスター（森林総合監理士）		
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

注１　フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、「研修修了者に係る登録制度の運用について（平成10年４月１日付け10林野組第36号林野庁長官通知）」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を修了し、農林水産省が備える研修修了者名簿に登録された者のこと。

注２　森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者のこと。

注３　森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図る者のこと。

注４　技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）のこと。

注５　林業技能士とは、厚生労働省の技能検定制度に基づく林業職種（育林及び素材生産を行う業務に従事する職種）に合格した者のこと。

注６　林業技士とは、（社）日本森林技術協会の認定する林業技術士のこと。

注７　フォレスター（森林総合監理士）とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者のこと。

4　資本装備（林業機械の保有状況）

実績												
グラップル	プロセッサ	ハーベスタ	フォワーダ	スイングヤーダ	タワーヤーダ	フェラーバンチャ	スキッダ					
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台

※１年を超える契約のリース機械を含み、レンタル機械については含まないとすること。

5　事業量等

（１）素材生産

実績【　　年】							
	素材生産						素材生産の請負がある場合は、主な業者名を記載
	主　伐			間　伐			
	面　積（ha）	材　積（㎥）	生産性（㎥/人日）	面　積（ha）	材　積（㎥）	生産性（㎥/人日）	
直営							
請負							
合計							

※事業実績の事業期間は、登録申請をしようとする年の前年とすること。ただし、前年に実績がない場合は、登録申請しようとする年の１月１日から登録申請日までの期間とする。
※「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう（以下、「直営施業」という。）。
※「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。
※素材生産量は丸太材積とすること。
※生産性には、直営施業により実施したものについて記載すること。

（２）造林事業、その他

実績【　　年】					
	造林事業			左記以外の林業の事業量	造林の請負がある場合は、主な業者名を記載
	植　付（ha）	下刈り（ha）	その他		
直営					
請負					
合計					

※事業実績の事業期間は、登録申請をしようとする年の前年とすること。ただし、前年に実績がない場合は、登録申請しようとする年の１月１日から登録申請日までの期間とする。
※「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業職員により実施したものをいう（以下、「直営施業」という。）。
※「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。
※造林事業量のうちその他には、除伐、枝打ち等の保育作業について記載すること。
※「左記以外の林業の事業量」の欄には、森林作業道の開設・改良、山林種苗の生産等について記載すること。

（３）経営管理の対象となる森林の確保

区分		直近３事業年度の実績			目標とする事業年度の見込み
		直近の前々年	直近の前年	直近	
経営管理の対象となる森林	所有林（ha）				
	経営管理実施権の設定を受けた森林（ha）				
	５年以上の長期受委託森林（ha）				
	森林経営計画の対象森林（ha）				

※直近３事業年度の実績及び目標とする事業年度の見込みを記載すること。
※森林経営計画の対象森林は、所有林、経営管理実施権の設定を受けた森林及び５年以上の長期受委託森林と重複計上しないこと。

6　事業区域

事業区域
県 市、町

7　主伐後の再造林の確保

	有している	今後整備する
(1)主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制		
・主伐と再造林の両方を直営施業又は他者への請負により実施する体制	□	□
・連携する他の林業経営体と一体的に実施する体制	□	□
（連携相手等の名称：　　）		

※上記５で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

	取り組んでいる	今後取り組む
(2)適切な更新		
・自己の所有する森林の主伐にあっては、主伐後の適切な更新の実施	□	□
・他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけ	□	□

※上記５で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。

	１級が在籍	２級が在籍	在籍していない
・林業技能士の在籍	□	□	□

8　生産管理の取組

	取り組んでいる	今後取り組む	
・作業日報の作成・分析による進捗管理・工程の見直し	□	□	（　　年後）
・作業システムの改善	□	□	（　　年後）
・その他（　　）			

※上記５で、主伐又は植付の事業量の目標がある場合、該当する項目にチェック。
※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

	在籍している	在籍していない
・認定森林経営プランナーの在籍	□	□

9　原木の安定供給・流通合理化等

	取り組んでいる	今後取り組む	
・製材工場等需要者との直接的な取引	□	□	（　　年後）
（取引先名：　　）			
・取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷	□	□	（　　年後）
（取りまとめ機関名：　　）			
・その他（　　）			

※生産した木材を自ら販売している（今後販売する）場合、該当する項目にチェック。
※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

10　造林・保育の省力化・低コスト化

	取り組んでいる	今後取り組む	
・伐採と造林の一貫作業システムの導入	□	□	（　　年後）
・コンテナ苗の使用	□	□	（　　年後）
・低密度植栽	□	□	（　　年後）
・下刈りの省略	□	□	（　　年後）
・その他（　　）			

※造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

11　伐採・造林に関する行動規範の策定等

	策定・遵守済	策定・遵守予定	
・経営体独自の行動規範の策定	□	□	（　　年後）
・所属する業界団体等による行動規範の策定	□	□	（　　年後）
（策定主体：　　）			
・都道府県・市町村等行政の策定したガイドラインの遵守	□	□	（　　年後）
（策定主体：　　）			
・その他（　　）			

※素材生産又は造林・保育を行っている場合、該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェックし、何年後に取り組む予定かを記載。

12　雇用管理の改善と労働安全対策

（１）雇用管理の改善

	取り組んでいる	今後取り組む
・現場作業員の常用化	□	□
・現場作業職員への月給制の導入	□	□
・計画的な研修実施などの教育訓練の充実	□	□
・現場作業職員の社会・労働保険、退職金共済等への加入	□	□
・その他（　　）		

※該当する項目にチェック。

※「今後取り組む」欄は、現在取り組んでいないが、5年以内に取り組む意向を有する場合にチェック。

	取り組んで	今後取り

（2）労働安全対策

	いる	組む
・リスクアセスメント	□	□
・防護具等の着用の徹底	□	□
・作業現場の安全巡回	□	□
・専門家による安全診断・指導	□	□

	有	無
・過去３年以内における休業４日以上の労務災害（死亡災害を含む）発生の有無	□	□

	定められている	定められていない
・上記の労働災害が発生している場合、適切な再発防止策が定められている。	□	□

・その他（　　）

13　コンプライアンスの確保

	該当あり	該当なし
・過去３年間のうちに業務に関連して法令に違反し、役員等が逮捕又は逮捕を経ずに公訴を提起された	□	□
・過去３年間のうちに11で定める行動規範等に違反する行為をした	□	□
・過去３年間のうちに国、県及び市町村から入札参加資格の指名停止措置を受けた（指名停止期間：　）	□	□
・民間事業者と森林所有者、民間事業者と請負事業者とで書面等により取引条件を明示している。	□	□
・個人情報の取り扱いに関する要領などを整備している。	□	□

※該当する項目にチェック。

14　経理状況

（共通）

	できる	できない
・経営管理実施権の設定を受ける森林の経営管理に関する経理を他と分離できるか	□	□

（法人の場合）

	該当あり	該当なし
・直近の事業年度において債務超過でない	□	□
・直近の３事業年度において経常利益金額等が１回以上プラス	□	□

（個人の場合）

	該当あり	該当なし
・直近の年の資産状況において資産が負債を上回っている	□	□
・直近３年間において所得税の納付実績が１回以上	□	□

※該当する項目にチェック。

※「経常利益金額等」とは、損益計算書上の経常利益に減価償却費を加えて得た額とする。

様式10

第　　号
年　　月　　日

様

香川県知事

香川県意欲と能力のある林業経営体及び適合事業者の登録取消について

年　　月　　日付けで登録した登録経営体及び適合事業者について、下記の理由により登録を取り消したので通知します。

記

1　登録取消の理由